

熊本県公報

第 1 1 5 3 4 号
平成 19 年 4 月 6 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	2
○"	(") 2
○保安林の指定に関する予定	(") 2
○"	(") 3
○"	(") 3
○"	(") 3
○"	(") 3
○生活保護法の規定による医療機関等の指定	(社会福祉課)	4
○生活保護法の規定による医療機関の廃止	(") 4
○生活保護法の規定による医療機関の変更	(") 5
○結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定	(健康危機管理課)	5
○結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退	(") 6
○障害者自立支援法第 59 条第 1 項に規定する医療機関 (育成医療・更生医療) の指定	(障害者支援総室・健康づくり推進課)	6
○道路の供用開始	(道路保全課)	14
○木材業者の登録	(林業振興課)	14
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室)	14
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 14
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 15
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 15
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	15
○"	(") 15
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課)	16
○県営土地改良事業計画の決定	(") 16
○"	(") 17
○「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」の改訂	(農業技術課)	17
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課)	17
○"	(") 17
○"	(") 17
○"	(") 18
○"	(") 18
○"	(") 18
○"	(") 18
○"	(") 18
○"	(") 19
○"	(") 19
○"	(") 19
○"	(") 19
○"	(") 19
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 20
○"	(") 21
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(") 21
○"	(") 21
○"	(") 21
○熊本都市計画地区計画の決定	(都市計画課)	22
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課)	22
○地籍調査成果の認証	(農村整備課)	22
○熊本都市計画道路事業の認可	(都市計画課)	23
○県営土地改良事業計画変更の決定	(農村計画・技術管理課)	23
○"	(") 23
○特定非営利活動法人の設立認証申請	(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	23
○"	(") 24

- " (") 24
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (") 24
- " (") 25
- 登 載 依 頼
- 自動車任意保険契約 (警 務 課) 26
- 正 誤
- 平成 19 年 3 月 23 日付け熊本県公報第 11528 号中 (人事委員会) 31

告 示

熊本県告示第 342 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
菊池市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 343 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 344 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市東陽町河俣字小木場 6918、6919、6922 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小木場 6918・6919・6922 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第 345 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市妙見町字大平 2708 の 1、字南平 2711
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南平 2711（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第 346 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字矢津田字西井良ケ迫 344 の 5、349 の 1、350
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西井良ケ迫 349 の 1・350（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第 347 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字小崩 4962
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

熊本県告示第 348 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市天草町高浜北字上内野 2867 の 2
 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 349 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6460029	たくもと小児科 クリニック	医療法人育栄会	阿蘇市黒川 1499-4	平成 19 年 1 月 1 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6974005	青砥歯科医院	青砥 圭吾	天草郡苓北町志岐 129	平成 19 年 1 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0001010	白川水源薬局	株式会社ハート フェルト	阿蘇郡南阿蘇村大字白川 2111-1	平成 19 年 2 月 1 日

〔訪問看護ステーション〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6010233	訪問看護ステーションシラサギ	株式会社シラサギ	八代市北の丸町 3-50	平成 18 年 9 月 1 日
6510006	蘇陽病院訪問看護ステーション	山都町長	上益城郡山都町滝上 526	平成 17 年 2 月 11 日

熊本県告示第 350 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届け出があった。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6460026	たくもと小児科 クリニック	宅本 哲也	阿蘇市黒川 1499-4	平成 18 年 12 月 31 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6974001	青砥歯科医院	青砥 忠孝	天草郡苓北町志岐 129	平成 18 年 12 月 31 日

〔訪問看護ステーション〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
6010226	訪問看護ステーションシラサギ	有限会社シラサギ	八代市田中北町 17-5	平成 18 年 8 月 31 日

6510005	蘇陽病院老人訪問看護ステーション	蘇陽町清和村病院組合	阿蘇郡蘇陽町大字滝上 526	平成 17 年 2 月 10 日
6040063	水俣市芦北郡医師会立訪問看護ステーションやすらぎ	社団法人水俣市芦北郡医師会	水俣市浜 4051	平成 18 年 3 月 31 日

熊本県告示第 351 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
やまうち医院	医療法人社団 愛天会	名 称		平成 19 年 1 月 1 日
		第二やまうち医院	やまうち医院	

〔薬局〕

医療機関名称	開設者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
あざりあ薬局	株式会社すずらん薬局	所 在 地		平成 18 年 11 月 11 日
		菊池郡大津町大字室 212-2	菊池郡大津町大字室 210-7	

〔訪問看護ステーション〕

医療機関名称	開設者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
八代市医師会訪問看護ステーション	社団法人八代市医師会	名 称		平成 18 年 4 月 1 日
		八代市医師会老人訪問看護ステーション	八代市医師会訪問看護ステーション	
		所 在 地		
		八代市平山新町 4438-5	八代市平山新町 4438-3	
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション	社団法人阿蘇郡市医師会	名 称		平成 18 年 7 月 5 日
		阿蘇郡医師会立訪問看護ステーション	阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション	
		開 設 者		
		社団法人阿蘇郡医師会	社団法人阿蘇郡市医師会	

熊本県告示第 352 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令番号	所在地	名 称	開設者		指定年月日
			住 所	氏 名	

58	天草市牛深町鬼塚 2039-12	いるか歯科医院	天草市牛深町 3072-11 江良アパート 103 号	光永 昭宏	平成 19 年 2 月 1 日
59	菊池郡菊陽町大字久 保田 2802 番地 1	堀田眼科	菊池郡菊陽町大字久 保田 2802 番地 1	医療法人 堀田眼科	平成 19 年 2 月 1 日
60	阿蘇郡南阿蘇村白川 2111-1	白川水源薬局	熊本市長嶺南 2-8-83	株式会社ハートフェ ルト	平成 19 年 2 月 1 日
61	葦北郡芦北町大字佐 敷 348 番地の 1	宮島医院	葦北郡芦北町大字佐 敷 348 番地の 1	医療法人伸和会 宮 島医院	平成 19 年 3 月 1 日
62	菊池郡菊陽町大字馬 場楠 427 番地	本多内科胃腸科 医院	菊池郡菊陽町大字馬 場楠 427 番地	医療法人社団 慶仁 会	平成 19 年 3 月 1 日
63	天草市五和町城河原 三丁目 401 番地	アーチ薬局	天草市五和町城河原 三丁目 401 番地	株式会社 ロクイチ	平成 19 年 3 月 1 日
64	天草市五和町二江字 沖の原 4488 番地 24	二江薬局	天草市南新町 7 番地 15	有限会社 NADA センター薬局	平成 19 年 3 月 30 日
65	八代市竹原町字土器 1611	こだま歯科クリ ニック	熊本県八代市本町四 丁目 18-30	兒玉 美保	平成 19 年 3 月 26 日

熊本県告示第 353 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名 称	開設者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
菊池郡菊陽町大字久保田字 下原 2692-1	堀田眼科	熊本市健軍二丁目 22-8	堀田 明弘	平成 19 年 1 月 31 日
八代郡氷川町宮原 728-3	井芹内科医院	熊本市帯山五丁目 7-17	井芹 嘉久	平成 19 年 1 月 31 日
葦北郡芦北町大字佐敷 348 番地の 1	宮島医院	葦北郡芦北町大字佐 敷 348 番地の 1	宮島 伸治	平成 19 年 2 月 28 日
菊池郡菊陽町大字馬場楠 427 番地	本多医院	熊本市龍田町弓削 1091-8	本多 慶臣	平成 19 年 2 月 28 日

熊本県告示第 354 号

平成 19 年 3 月 23 日付けで障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
植木いまふじクリニック	鹿本郡植木町一木597番地	腎臓
植木町国民健康保険植木病院	鹿本郡植木町岩野285番地29	心臓脈管外科、整形外科
宮本内科医院	菊池郡大津町室539番地10	腎臓
熊本セントラル病院	菊池郡大津町室955番地	心臓脈管外科
熊本リハビリテーション病院	菊池郡菊陽町曲手760番地	形成外科
大津第一クリニック	菊池郡菊陽町原水2973番地	腎臓
阿蘇立野病院	阿蘇郡南阿蘇村立野185番地1	腎臓
小糸整形外科	上益城郡御船町滝川97番地	整形外科
嘉島クリニック	上益城郡嘉島町鯉2637番地	腎臓
熊本回生会病院	上益城郡嘉島町鯉1880番地	整形外科
益城中央病院	上益城郡益城町宮園722番地1	腎臓
瀬戸病院	上益城郡山都町北中島2806番地	腎臓
八代郡医師会立病院	八代郡氷川町今151番地1	小児外科
七浦てらさきクリニック	葦北郡芦北町芦北2090番地	腎臓
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町多良木4210番地	心臓脈管外科、腎臓
緒方歯科診療所	球磨郡相良村川辺1858番地	歯科矯正
天草慈恵病院	天草郡苓北町上津深江278番地10	腎臓、整形外科
右田クリニック	八代市若草町2番地10	腎臓
独立行政法人労働者健康福祉機構熊本労災病院	八代市竹原町1670番地	形成外科、心臓脈管外科、整形外科
健康保険八代総合病院	八代市松江城町2番地26	心臓脈管外科、腎臓
犬童矯正歯科クリニック	八代市出町5番9号	歯科矯正
原内科クリニック	八代市日置町150番地	腎臓
松岡内科クリニック	八代市通町7番14号	腎臓
大手町クリニック	八代市大手町1丁目7番18号	腎臓
保元内科クリニック	八代市永碓町1323番地3	腎臓
たかみや医院	人吉市西間上町2563番地7	腎臓
外山内科	人吉市二日町22番地	腎臓
健康保険人吉総合病院	人吉市老神町35番地	心臓脈管外科
堤病院	人吉市下林町232番地	腎臓
豊永耳鼻咽喉科医院	人吉市南泉田町120番地	耳鼻咽喉科
荒尾クリニック	荒尾市荒尾600番地3	腎臓
荒尾市民病院	荒尾市荒尾2600番地	心臓脈管外科、腎臓
佐藤眼科	荒尾市荒尾4160番地270	眼科
緑ヶ丘クリニック	荒尾市緑ヶ丘2丁目4番3号	腎臓
てらさきクリニック	水俣市浜町1丁目2番30号	腎臓
国保水俣市立総合医療センター	水俣市天神町1丁目2番1号	口腔、腎臓、整形外科
玉名第一クリニック	玉名市築地79番地1	腎臓
玉名泌尿器科クリニック	玉名市岩崎468番地1	腎臓
公立玉名中央病院	玉名市中1950番地	腎臓
かもと整形外科医院	山鹿市鹿本町来民560番地2	整形外科

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
まえばら泌尿器科クリニック	山鹿市中975番地3	腎臓
後藤整形外科医院	山鹿市山鹿1326番地1	整形外科
山鹿市立病院	山鹿市山鹿511番地	整形外科
山鹿中央病院	山鹿市山鹿1000番地	腎臓
武内医院	山鹿市鹿本町来民693番地	腎臓
菊池郡市医師会立病院	菊池市大字亘366番地	腎臓
菊池中央病院	菊池市大字隈府494番地	形成外科、整形外科
原賀歯科医院	菊池市大琳寺274番地3	歯科矯正
後藤整形外科医院	菊池市大字隈府923番地	整形外科
中野クリニック	菊池市大琳寺275番地1	腎臓
宇土中央クリニック	宇土市浦田町136番地	腎臓
小田医院	宇土市上綱田町3677番地	腎臓
森一歯科・矯正歯科	宇土市城之浦町108番地11	歯科矯正
上天草市立上天草総合病院	上天草市竜ヶ岳町高戸1419番地19	腎臓
大矢野クリニック	上天草市大矢野町上2353番地2	腎臓
うきクリニック	宇城市松橋町きらら1丁目6番地1	腎臓
おおもり病院	宇城市小川町北新田5番地	腎臓
宇賀岳病院	宇城市松橋町松橋1455番地1	腎臓
熊本県子ども総合療育センター	宇城市松橋町豊福2900番地	整形外科
阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧1153番地1	腎臓
阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院	阿蘇市黒川1178番地	腎臓
坂梨ハートクリニック	阿蘇市小里249番地2	腎臓
独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院	合志市須屋2659番地	整形外科
池田クリニック	合志市幾久富1866番地1332	腎臓
スマイル歯科矯正歯科クリニック	天草市大浜町9番地29	歯科矯正
松田整形外科医院	天草市東町7番12号	整形外科
大塚泌尿器科・産婦人科クリニック	天草市東浜町14番15号	腎臓
天草市立牛深市民病院	天草市牛深町3050番地	腎臓
天草第一病院	天草市今釜新町3413番地6	腎臓
天草地域医療センター	天草市亀場町食場854番地1	心臓脈管外科、腎臓、整形外科、脳神経外科
天草中央総合病院	天草市東町101番地	腎臓
福本病院	天草市牛深町1522番地46	眼科
さくら調剤薬局城南店	下益城郡城南町藤山355番地3	調剤
ノムラ薬局	下益城郡城南町阿高326番地1	調剤
城南調剤薬局	下益城郡城南町隈庄575番地	調剤
とみあい薬局	下益城郡富合町田尻294番地1	調剤
なごみ薬局	玉名郡南関町上坂下3478番地4	調剤
菊水堂薬局	玉名郡和水町江田4144番地	調剤
うえき町薬局	鹿本郡植木町岩野939番地2	調剤
さくら調剤薬局 植木店	鹿本郡植木町広住461番地9	調剤

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
すみれ調剤薬局	鹿本郡植木町一木173番地3	調剤
ファルコはやぶさ薬局植木店	鹿本郡植木町岩野939番地1	調剤
ユアファーマシー薬局	鹿本郡植木町舞尾620番地	調剤
りんどう薬局	鹿本郡植木町岩野458番地	調剤
植木中央調剤薬局	鹿本郡植木町舞尾589番地1	調剤
DI薬局大津店	菊池郡大津町室925番地5	調剤
アップル調剤薬局大津店	菊池郡大津町室539番地11	調剤
ハロー薬局	菊池郡大津町室226番地1	調剤
たんぼぼ薬局	菊池郡菊陽町原水5587番地4	調剤
わたなべ薬局	菊池郡菊陽町津久礼2376番地3	調剤
温新堂薬局菊陽店	菊池郡菊陽町原水1156番地17	調剤
ソツミ薬局高森店	阿蘇郡高森町高森2151番地1	調剤
はなしのぶ薬局	阿蘇郡南阿蘇村立野187番地2	調剤
かしま調剤薬局	上益城郡嘉島町鯉1855番地1	調剤
あおい薬局益城店	上益城郡益城町惣領1518番地1	調剤
あきよし調剤薬局	上益城郡益城町惣領1315番地6	調剤
いのの薬局	上益城郡益城町砥川1720番地	調剤
ステップ薬局広安店	上益城郡益城町惣領1429番地6	調剤
タカサキ薬局益城店	上益城郡益城町宮園732番地1	調剤
めーぶる薬局	上益城郡益城町惣領1481番地1	調剤
コーセイ薬局	上益城郡甲佐町岩下123番地3	調剤
三恵薬局甲佐店	上益城郡甲佐町緑町329番地2	調剤
はままち薬局	上益城郡山都町浜町202番地3	調剤
矢部もみじ薬局	上益城郡山都町北中島2806番地1	調剤
矢部調剤薬局	上益城郡山都町浜町170番地1	調剤
すみれ薬局	八代郡氷川町新田49番地10	調剤
めろん薬局	八代郡氷川町鹿島1047番地	調剤
イクタ調剤薬局	葦北郡芦北町湯浦295番地1	調剤
さしき薬局	葦北郡芦北町佐敷175番地1	調剤
なんこう薬局	葦北郡芦北町芦北2593番地	調剤
三宝調剤薬局	葦北郡芦北町田浦町1195番地10	調剤
文化堂薬局	葦北郡芦北町湯浦227番地2	調剤
ひご薬局多良木店	球磨郡多良木町字下迫田965番地1	調剤
山口薬局	球磨郡多良木町多良木650番地	調剤
清風えびす薬局	球磨郡多良木町多良木2833番地	調剤
清風薬局多良木店	球磨郡多良木町多良木4249番地	調剤
多良木いちご薬局	球磨郡多良木町多良木4247番地1	調剤
清風薬局サンロード湯前店	球磨郡湯前町2214番地	調剤
くるみ薬局	球磨郡あさぎり町上北181番地	調剤
清風薬局サンロード免田店	球磨郡あさぎり町免田東1253番地1	調剤

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
清風薬局免田店	球磨郡あさぎり町免田東1699番地	調剤
きむら調剤薬局	八代市千丁町吉王丸1597番地1	調剤
こうだ調剤薬局	八代市豊原中町2296番地1	調剤
さくら調剤薬局八代店	八代市松江城町3番地3	調剤
しんち調剤薬局	八代市新地町9号11番6	調剤
すみれ調剤薬局	八代市通町3番地9	調剤
とみた薬局塩屋店	八代市本町4丁目8番地1	調剤
とみた薬局高下店	八代市高下西町2271番地3	調剤
とみた薬局本町店	八代市本町3丁目2番地1	調剤
にしき町調剤薬局	八代市錦町9番地6	調剤
ひおき調剤薬局	八代市日置町312番地1	調剤
ひばり薬局	八代市竹原町1658番地2	調剤
ひまわり薬局	八代市植柳上町5711番地2	調剤
ふるしろ調剤薬局	八代市古城町1708番地2	調剤
むかえ町薬局	八代市迎町1丁目16番地7	調剤
やつしろ調剤薬局	八代市通町5番地12	調剤
よこて調剤薬局	八代市横手新町1号3番	調剤
らん調剤薬局	八代市横手新町14号3番地2	調剤
わかくさ薬局	八代市袋町1番地25	調剤
エビス薬局日置店	八代市日置町150番地2	調剤
旭薬局	八代市旭中央通り1番地1	調剤
鏡調剤薬局	八代市鏡町鏡村910番地	調剤
元町薬局	八代市植柳元町5539番地6	調剤
坂本調剤薬局	八代市坂本町坂本4139番地9	調剤
修徳調剤薬局	八代市塩屋町4番地46	調剤
松高調剤薬局	八代市松崎町89番地	調剤
松崎薬局	八代市大手町2丁目7番地31	調剤
植柳薬局	八代市植柳上町6526番地2	調剤
総合病院前調剤薬局	八代市松江城町3番地19	調剤
大俵堂薬局	八代市通町6番地23	調剤
大手町薬局	八代市大手町2丁目10番地13	調剤
大村調剤薬局	八代市大村町726番地4	調剤
池田薬局	八代市豊原中町408番地1	調剤
通町薬局	八代市通町11番地14	調剤
堤薬局	八代市鏡町鏡53番地	調剤
田中町調剤薬局	八代市田中北町17番地11	調剤
東洋調剤薬局本町店	八代市本町1丁目10番地32	調剤
日本調剤八代薬局	八代市本町1丁目8番地37	調剤
萩原薬局	八代市萩原町1丁目5番地22	調剤
平山新町調剤薬局	八代市平山新町4477番地3	調剤

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
本町調剤薬局	八代市本町1丁目7番地65	調剤
労災病院前調剤薬局	八代市竹原町1658番地1	調剤
あけぼの薬局	人吉市下新町362番地4	調剤
さくら調剤薬局九日町店	人吉市九日町109番地	調剤
さくら調剤薬局人吉店	人吉市土手町37番地	調剤
さくら調剤薬局二日町店	人吉市二日町39番地3	調剤
このまち薬局	人吉市二日町50番地	調剤
ひご薬局	人吉市南泉田町5番地	調剤
ひご薬局下林店	人吉市下林町七麦田231番地2	調剤
ひご薬局西間店	人吉市西間上町2582番地	調剤
株式会社安民堂薬局西間店	人吉市土手町25番地2	調剤
清風花みずき薬局	人吉市九日町87番地	調剤
清風薬局人吉店	人吉市土手町41番地3	調剤
有限会社あけぼの薬局	荒尾市荒尾2666番地1	調剤
有限会社瀬戸薬局	荒尾市西原町2丁目4番地4	調剤
夢が丘薬局	荒尾市本井手1558番地96	調剤
凌雲堂調剤薬局	荒尾市荒尾4160番地255	調剤
おれんじ薬局	水俣市天神町1番地46	調剤
さくら薬局	水俣市桜井町2丁目2番地19	調剤
みつば調剤薬局	水俣市旭町2丁目2番地1	調剤
やまだ薬局	水俣市天神町2丁目23番2号	調剤
合資会社下田薬局	水俣市桜井町1丁目5番地6	調剤
吉富薬局	水俣市陣内1丁目4番地8	調剤
日本調剤水俣薬局	水俣市天神町1丁目3番2号	調剤
日本調剤天神町薬局	水俣市天神町1丁目8番地5	調剤
薬局平和調剤センター	水俣市天神町1丁目3番11号	調剤
薬局平和調剤古賀町店	水俣市古賀町2丁目3番地28	調剤
有限会社谷川薬局	水俣市浜町2丁目4番地21	調剤
DI薬局玉名店	玉名市立願寺137番地1	調剤
あさひ調剤薬局	玉名市中1931番地4	調剤
(有)調剤薬局ケンコー堂玉名店	玉名市中1836番地6	調剤
サンアイ調剤薬局玉名店	玉名市築地196番地1	調剤
そうごう薬局立願寺店	玉名市山田2019番地1	調剤
つばめ薬局	玉名市岩崎12番地1	調剤
ワタキュー薬局玉名店	玉名市中1931番地3	調剤
(有)調剤薬局ケンコー堂立願寺店	玉名市岩崎902番地2	調剤
ナカムラ薬局	山鹿市南島1151番地1	調剤
まつ薬局	山鹿市山鹿1番地	調剤
熊入さくら薬局	山鹿市熊入町122番地1	調剤
城北中央薬局	山鹿市山鹿499番地3	調剤

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
有限会社山鹿岩下薬局	山鹿市山鹿337番地	調剤
アトム薬局	菊池市大琳寺275番地5	調剤
きくち薬局	菊池市亘372番地1	調剤
そうごう薬局菊池店	菊池市隈府南古町472番地5	調剤
ノムラ薬局泗水店	菊池市泗水町吉富3169番地9	調剤
フラワー薬局	菊池市隈府815番地1	調剤
有限会社愛薬局	菊池市大琳寺241番地18	調剤
岡山薬局	菊池市隈府134番地	調剤
高江バス停前薬局	菊池市泗水町豊水3727番地1	調剤
有限会社七城中央薬局	菊池市七城町甲佐町298番地2	調剤
寿薬局上町店	菊池市隈府1324番地	調剤
有限会社深川調剤薬局	菊池市深川411番地7	調剤
泗水中央薬局	菊池市泗水町豊水3498番地2	調剤
福永薬局	宇土市本町6丁目24番地	調剤
つばき薬局	宇土市上網田町3678番地4	調剤
ひまわり薬局	宇土市本町1丁目3番地	調剤
福永調剤薬局三丁目店	宇土市本町3丁目18番地	調剤
あすなる薬局	上天草市龍ヶ岳町高戸2095番地52	調剤
カシミヤ薬局	上天草市龍ヶ岳町高戸1427番地	調剤
登立調剤薬局	上天草市大矢野町登立1424番地1	調剤
木山調剤薬局登立店	上天草市大矢野町登立14158番地17	調剤
きらら薬局	宇城市松橋町きらら1丁目6番地5	調剤
さくら調剤薬局松橋店	宇城市松橋町きらら2丁目4番地7	調剤
とよかわ薬局	宇城市松橋町南豊崎593番地4	調剤
とよの薬局	宇城市豊野町糸石3896番地	調剤
マリノ薬局	宇城市松橋町松橋787番地1	調剤
江南薬局	宇城市小川町北新田61番地4	調剤
株式会社高浜薬局	宇城市松橋町曲野19番地3	調剤
アスリード薬局	阿蘇市黒川1499番地9	調剤
へきすい薬局	阿蘇市黒川1482番地4	調剤
阿蘇りんどう薬局	阿蘇市内牧1160番地9	調剤
阿蘇中央薬局	阿蘇市黒川1110番地1	調剤
有限会社一の宮薬局	阿蘇市一の宮町宮地5833番地5	調剤
有限会社内牧中央薬局	阿蘇市内牧161番地8	調剤
野の花薬局	阿蘇市小里250番地4	調剤
(有)ひなぎく薬局	合志市幾久富1758番地150	調剤
ひまわり薬局西合志店	合志市須屋2665番地4	調剤
有限会社みよし薬局	合志市御代志2037番地9	調剤
菊南薬局	合志市須屋708番地6	調剤
佐伯薬局	合志市須屋715番地84	調剤

指定医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類
三恵薬局合志店	合志市御代志817番地4	調剤
大塚調剤薬局	合志市須屋2526番地5	調剤
大塚薬局	合志市須屋2784番地2	調剤
あい薬局	天草市牛深町3052番地2	調剤
うしぶか調剤薬局	天草市久玉町5716番地17	調剤
きたおか薬局	天草市東浜町12番地1	調剤
(有)グリーン薬局	天草市大浜町8番地8	調剤
デイ薬局	天草市亀場町食場852番地3	調剤
有限会社なかむら薬局	天草市亀場町亀川113番地8	調剤
有限会社ハート薬局	天草市今釜新町3413番地1	調剤
ひまわり薬局	天草市本町下河内875番地4	調剤
ほっと薬局	天草市東町107番地2	調剤
有限会社ゆう薬局	天草市本渡町本戸馬場2125番地4	調剤
有限会社栄町薬局	天草市栄町12番地15号	調剤
河浦薬局	天草市河浦町白木河内227番地7	調剤
久玉薬局	天草市久玉町1411番地188	調剤
有限会社宮崎薬局	天草市船之尾町2番16号	調剤
港町調剤薬局	天草市港町16番11号	調剤
有限会社船之尾薬局	天草市船之尾町9番地19	調剤
東町調剤薬局	天草市東町105番地	調剤
有限会社南光薬局	天草市牛深町2061番地9	調剤
木山薬局北部店	天草市本渡町本戸馬場3170番地1	調剤
熊本県看護協会訪問看護ステーションながす	玉名郡長洲町長洲1306番地	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーションひまわり	菊池郡菊陽町曲手760番地	訪問看護及び老人訪問看護
おぐに訪問看護ステーション	阿蘇郡小国町宮原1742番地1	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーション八祥苑	八代郡氷川町早尾1097番地	訪問看護及び老人訪問看護
八代市医師会訪問看護ステーション	八代市平山新町4438番地3	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーションあい	八代市島田町863番地3	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーションけいじん	八代市海士江町2817番地	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーションとまと	八代市郡築1番町180番地1	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーション向春苑	八代市大福寺町2411番地1	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーション愛生会	人吉市下城本町1774番地3	訪問看護及び老人訪問看護
慈眼苑訪問看護ステーション	荒尾市荒尾1997番地	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーション和	玉名市月田2107番地3	訪問看護及び老人訪問看護
山鹿中央訪問看護ステーション	山鹿市鹿校通1丁目2番6号	訪問看護及び老人訪問看護
菊池郡市医師会老人訪問看護ステーション	菊池市亘373番地3	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーション青海苑	宇城市三角町三角浦1159番地70	訪問看護及び老人訪問看護
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション	阿蘇市黒川1178番地	訪問看護及び老人訪問看護
訪問看護ステーションばんせい	合志市御代志812番地2	訪問看護及び老人訪問看護
ひらせ記念リハビリ苑老人訪問看護ピースフルステーション	合志市福原3111番地	訪問看護及び老人訪問看護

熊本県告示第 355 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町山田字三田田 1010 番 2 地先から	81.0	単道改
		同所 978 番 4 地先まで		
主要地方道	熊本菊鹿線	菊池市七城町加恵 1015 番 1 地先から	15.0	緊道整
		同所 1009 番 2 地先まで		
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字松木原 5531 番 14 地先から 同町字檉ノ木前田 5585 番 9 地先まで	260.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 6 日

熊本県告示第 356 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登録年月日 登録番号（摘要）	住所及び氏名（法人にあつては 所在地、名称及び代表者の氏名）	業態	主な 取扱材
平成 19 年 3 月 22 日 A 04078（新 規）	山鹿市山鹿 410 中園利明	木材卸売 木材小売 木材売買	素材 製品

熊本県告示第 357 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宇城総合訪問看護センター 宇城市松橋町曲野 3475 番地 4	医療法人社団 仁水会	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 358 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日

宇城総合訪問看護センター 宇城市松橋町曲野 3475 番地 4	医療法人社団 仁水会	平成 19 年 4 月 1 日
------------------------------------	------------	-----------------

熊本県告示第 359 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋 106 番地 2	株式会社 大地	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 360 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションほたる 宇城市松橋町松橋 106 番地 2	株式会社 大地	平成 19 年 4 月 1 日

公 告**熊本県公告第 299 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
九州テックランド山鹿店
山鹿市大字方保田字堤の下 3148 番 28
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 ケーズデンキ山鹿パワフル館・WonderGoo 山鹿店
変更後 九州テックランド山鹿店・WonderGoo 山鹿店
- 変更の年月日
平成 19 年 3 月 9 日
- 変更する理由
設置者の株式会社正一電気がギガケーズデンキ株式会社とのフランチャイズ契約解約後、株式会社ヤマダ電機との資本業務提携により、株式会社九州テックランドを設立したため
- 届出年月日
平成 19 年 3 月 12 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成 19 年 4 月 6 日から平成 19 年 8 月 6 日まで

熊本県公告第 300 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) シュロアモール長嶺

- 熊本市長嶺西一丁目 2331-37
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
有限会社 Landing-two 取締役 蓮見 正純
東京都千代田区三番町 20 番地 1
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ハローデイ 代表取締役 加治久典
福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目 10 番 1 号
ほか 6 者 (未定)
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 19 年 11 月 15 日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,291 平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
600 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
280 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
926 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
51 立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午前 1 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午前 1 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
 - 7 届出年月日
平成 19 年 3 月 14 日
 - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 4 月 6 日から平成 19 年 8 月 6 日まで

熊本県公告第 301 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	大道（大作山区）	平成 13 年 11 月 6 日	平成 15 年 3 月 7 日	上天草市

熊本県公告第 302 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営秋只・万ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。
平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営秋只・万ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
御船町役場

熊本県公告第 304 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営九番地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営九番地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 305 号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年法律第 110 号）第 3 条第 3 項の規定により、熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、熊本県農林水産部農業技術課並びに各熊本県地域振興局（熊本にあっては熊本農政事務所）農業振興課及び農業普及指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 306 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営宮山地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宮山地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
西原村役場

熊本県公告第 307 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（中新井手 2 工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（中新井手 2 工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
産山村役場

熊本県公告第 308 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（原片俣 2 工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（原片俣 2 工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画

書の写し

- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
産山村役場

熊本県公告第 309 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（茶臼塚工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（茶臼塚工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 310 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（荻岳工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（荻岳工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 311 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（宇土谷工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（宇土谷工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
産山村役場

熊本県公告第 312 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（東村工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（東村工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間

- 平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
産山村役場
-

熊本県公告第 313 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（堂免工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（堂免工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
 - 3 縦覧場所
阿蘇市役所
-

熊本県公告第 314 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（折口工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（折口工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
 - 3 縦覧場所
阿蘇市役所
-

熊本県公告第 315 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（小園工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（小園工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
 - 3 縦覧場所
阿蘇市役所
-

熊本県公告第 316 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（横道工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（横道工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
 - 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
 - 3 縦覧場所
阿蘇市役所
-

熊本県公告第 317 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（山崎工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（山崎工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 318 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ 2 期地区（波野工区）土地改良事業（農用地の改良）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇やまなみ 2 期地区（波野工区）土地改良事業（農用地の改良）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 319 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営東牟田地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営東牟田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第 320 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営鏡町塩浜地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鏡町塩浜地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第 321 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営黒石地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成19年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営黒石地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年4月9日から平成19年5月9日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営除川地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成19年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営除川地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年4月9日から平成19年5月9日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第323号

宇城市長 阿曾田清から協議のあった向山・金桁地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、平成19年3月29日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
向山・金桁地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年4月9日から平成19年5月9日まで
- 3 縦覧場所
宇城市役所

熊本県公告第324号

南阿蘇村長今村輝昭から協議のあった吉田地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、平成19年3月29日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年4月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
吉田地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年4月9日から平成19年5月9日まで
- 3 縦覧場所
南阿蘇村役場

熊本県公告第325号

玉名市長島津勇典から協議のあった大園地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成19年3月29日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日

以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
大園地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第 326 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。
平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画（拾八町地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 327 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇中部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇中部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 328 号

八代市ほか 7 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 16 年度から平成 18 年度まで	坂本町中谷いの一部	地籍図・地籍簿	平成 19 年 3 月 29 日
山鹿市	平成 16 年度から平成 18 年度まで	菊鹿町上内田、山内の各一部		
天草市	平成 17 年度から平成 18 年度まで	魚貫町の一部		
美里町	平成 17 年度から平成 18 年度まで	名越谷、境、大窪の各一部		
小国町	平成 16 年度から平成 18 年度まで	大字宮原の一部		
御船町	平成 17 年度から平成 18 年度まで	大字小坂、滝川の各一部		
山都町	平成 17 年度から平成 18 年度まで	新小の一部		
球磨村	平成 16 年度から	大字渡乙、渡丙の各一部		

平成 18 年度まで

熊本県公告第 329 号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施工者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 19 年九州地方整備局告示第 98 号熊本都市計画道路事業 3・2・2 号新市街水前寺線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目 11-63
- 4 事業施行期間 平成 19 年 3 月 29 日から平成 24 年 3 月 31 日
- 5 事業地 収用の部分 熊本県熊本市白山二丁目、白山三丁目、国府一丁目及び水前寺一丁目地内
使用の部分 なし

熊本県公告第 330 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、農用地の改良）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営阿蘇やまなみ地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、農用地の改良）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所及び産山村役場

熊本県公告第 331 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営白水白川地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営白水白川地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 9 日から平成 19 年 5 月 9 日まで
- 3 縦覧場所
南阿蘇村役場

熊本県公告第 332 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 3 月 14 日
- 2 名称
NPO 法人日本教育相談研究所くまもと共育会 T.T
- 3 代表者の氏名
中道 久雄
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市大江五丁目 3 番 2 号ライズ大江 503 号室

5 定款に記載された目的

この法人は、現在の社会における様々な教育問題について、「共に考え、共に育む(Think.Together)」という理念に基づき、小中高校生の不登校者やその保護者、引きこもりやニート、又は教育に関する悩みを持つ教師などに対して、教育相談、自立支援及び教育に関する情報発信に関する事業を行い、社会における青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 333 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 19 年 3 月 22 日

2 名称

NPO 法人かがやき

3 代表者の氏名

菊川 英臣

4 主たる事務所の所在地

熊本市水前寺公園 23 番 17 号

5 定款に記載された目的

この法人は、熊本県内、九州一円および周辺地域において太陽光、風力、地熱等の自然エネルギーを有効利用した発電事業を提案、普及する事により地球環境改善と保全に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 334 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 19 年 3 月 29 日

2 名称

NPO 法人みるくらぶ

3 代表者の氏名

市原 由美子

4 主たる事務所の所在地

熊本市新南部六丁目 2 番 63 号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもの福祉の充実を主旨として家庭機能の質の向上・地域の活性化に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 335 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成 19 年 3 月 26 日

2 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・熊本

3 代表者の氏名

菅 正康

4 主たる事務所の所在地

熊本市上通町 1-24 ビアールレビル 3F

5 定款に記載された目的

この法人の事業は、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス Inc.」（以下 SO 国際本部という）の定める使命と目的及び諸規制に基づき、知的発達障害のある人たち（以下、「アスリート」という）に年間を通じ、主として市民ボランティアによりオリンピック競技種目ともなっているさまざまなスポーツ競技の日常トレーニングプログラム及びその成果の発表の場としての競技会を提供することである。そして、それらの事業の目的は、本活動を通じて、「アスリート」にとっては、健康や体力、技術などの身体的能力の増進、社会適応性の向上につながり、さらに、人間としての自信と誇り、および価値ある一市民としての自立への意欲を助長することに寄

与する。またアスリートの家族や地域社会にとっては、「アスリート」を敬愛をもって家族や地域社会の一員として受容することによりその絆が深められ、一方本活動を支援する市民ボランティアにとっては、「アスリート」個人の人権と尊厳が重んじられ、生産的で価値ある市民として受け入れる地域社会の環境作りの大切さを学び実践することにより、知的発達障害のある人たちにとってより良い地域社会の実現に寄与することとする。その目的を達成するためにこの法人は担当地区全域にその事業を拡大するものとする。

熊本県公告第 336 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 3 月 28 日
- 2 名称
特定非営利活動法人日本医療マネジメント学会
- 3 代表者の氏名
宮崎 久義
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市東町四丁目 11 番 1 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は医療マネジメント手法の開発と普及をはかり、医療の質の向上に寄与することを目的とする。

登載依頼

熊警公告第362号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年4月6日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

自動車任意保険契約

(2) 契約内容

熊本県警察車両1230台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成19年5月31日から平成20年5月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規程を準用する。

イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者、又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者

(3) 平成19年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者

(4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所(代理店を除く。)を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申

立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(7) 県税を完納している者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法等

本競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、平成19年4月6日(金)から平成19年4月18日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

ア 定款

イ 商業登記簿謄本

ウ 営業経歴書

エ 印鑑証明書

オ 最近1年間の県税に係る納税証明書

(2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

4に記載のとおり

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所等

熊本県警察本部警務部警務課装備第二係 (熊本県警察本部庁舎3階)

郵便番号 862-8610 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線 2314,2315

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

入札参加資格審査結果を通知した日から平成19年4月23日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成19年5月8日(火) 午前10時30分から

イ 場所

熊本県警察本部庁舎10階 多目的ホールC

(4) 入札書の提出方法

5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。

6 その他

(1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時まで納付しなければならない。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。)

ウ ア又はイに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次による。

(ア) 提出期限 平成19年4月27日(金) 午後5時まで

(イ) 提出場所 4と同じとする。

(ウ) 提出方法 持参に限る。

エ 入札保証金の還付

(ア) 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契

約保証金に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 2以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約の締結

契約書作成の要否

否

契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。

なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額

- の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(8) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

平成 19 年 3 月 23 日付け熊本県公報第 11528 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤																																								
65	27	昇格	昇給																																								
66	22	別表第 8 の 2 昇給号給数表（第 21 条の 2 関係）	別表第 8 の 2 昇給号給数表（第 21 条の 2 関係）																																								
68	2	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">共通</td> <td rowspan="6">本庁</td> <td>理事 部長</td> </tr> <tr> <td>総括審議員</td> </tr> <tr> <td>部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>首席審議員（区分 3 種のものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長</td> </tr> <tr> <td>審議員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合政策局</td> <td rowspan="3">本庁</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>局次長</td> </tr> <tr> <td>政策調整監</td> </tr> </table>	共通	本庁	理事 部長	総括審議員	部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）	首席審議員（区分 3 種のものを除く。）	課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長	審議員	総合政策局	本庁	局長	局次長	政策調整監	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">共通</td> <td rowspan="6">本庁</td> <td>理事 部長</td> </tr> <tr> <td>総括審議員</td> </tr> <tr> <td>部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>首席審議員（区分 3 種のものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長</td> </tr> <tr> <td>審議員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合政策局</td> <td rowspan="3">本庁</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>局次長</td> </tr> <tr> <td>政策調整監</td> </tr> </table>	共通	本庁	理事 部長	総括審議員	部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）	首席審議員（区分 3 種のものを除く。）	課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長	審議員	総合政策局	本庁	局長	局次長	政策調整監														
共通	本庁	理事 部長																																									
		総括審議員																																									
		部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）																																									
		首席審議員（区分 3 種のものを除く。）																																									
		課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長																																									
		審議員																																									
総合政策局	本庁	局長																																									
		局次長																																									
		政策調整監																																									
共通	本庁	理事 部長																																									
		総括審議員																																									
		部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）																																									
		首席審議員（区分 3 種のものを除く。）																																									
		課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長																																									
		審議員																																									
総合政策局	本庁	局長																																									
		局次長																																									
		政策調整監																																									
69	46	新幹線・熊本駅周辺整備事務所次長	新幹線・熊本駅周辺整備事業所次長																																								
70	2	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">出納局</td> <td>局長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>首席会計審議員</td> <td>4 種</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>5 種</td> </tr> <tr> <td>政策調整審議員 会計審議員</td> <td>6 種</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">議会事務局</td> <td>局長</td> <td>1 種</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>首席総務審議員</td> <td>4 種</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>5 種</td> </tr> <tr> <td>総務審議員</td> <td>6 種</td> </tr> </table>	出納局	局長	3 種	首席会計審議員	4 種	課長	5 種	政策調整審議員 会計審議員	6 種	議会事務局	局長	1 種	次長	3 種	首席総務審議員	4 種	課長	5 種	総務審議員	6 種	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">出納局</td> <td>局長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>首席会計審議員</td> <td>4 種</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>5 種</td> </tr> <tr> <td>政策調整審議員 会計審議員</td> <td>6 種</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">議会事務局</td> <td>局長</td> <td>1 種</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>首席総務審議員</td> <td>4 種</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>5 種</td> </tr> <tr> <td>総務審議員</td> <td>6 種</td> </tr> </table>	出納局	局長	3 種	首席会計審議員	4 種	課長	5 種	政策調整審議員 会計審議員	6 種	議会事務局	局長	1 種	次長	3 種	首席総務審議員	4 種	課長	5 種	総務審議員	6 種
出納局	局長	3 種																																									
	首席会計審議員	4 種																																									
	課長	5 種																																									
	政策調整審議員 会計審議員	6 種																																									
議会事務局	局長	1 種																																									
	次長	3 種																																									
	首席総務審議員	4 種																																									
	課長	5 種																																									
	総務審議員	6 種																																									
出納局	局長	3 種																																									
	首席会計審議員	4 種																																									
	課長	5 種																																									
	政策調整審議員 会計審議員	6 種																																									
議会事務局	局長	1 種																																									
	次長	3 種																																									
	首席総務審議員	4 種																																									
	課長	5 種																																									
	総務審議員	6 種																																									
71	2	<table border="1"> <tr> <td>熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長</td> <td>4 種</td> </tr> </table>	熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長	3 種	荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長	4 種	<table border="1"> <tr> <td>熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長</td> <td>3 種</td> </tr> <tr> <td>荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長</td> <td>4 種</td> </tr> </table>	熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長	3 種	荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長	4 種																																
熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長	3 種																																										
荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長	4 種																																										
熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長	3 種																																										
荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長	4 種																																										
75	17	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 19 年熊本県人事委員会規則第 16 号）	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 19 年熊本県人事委員会規則第 号）																																								

